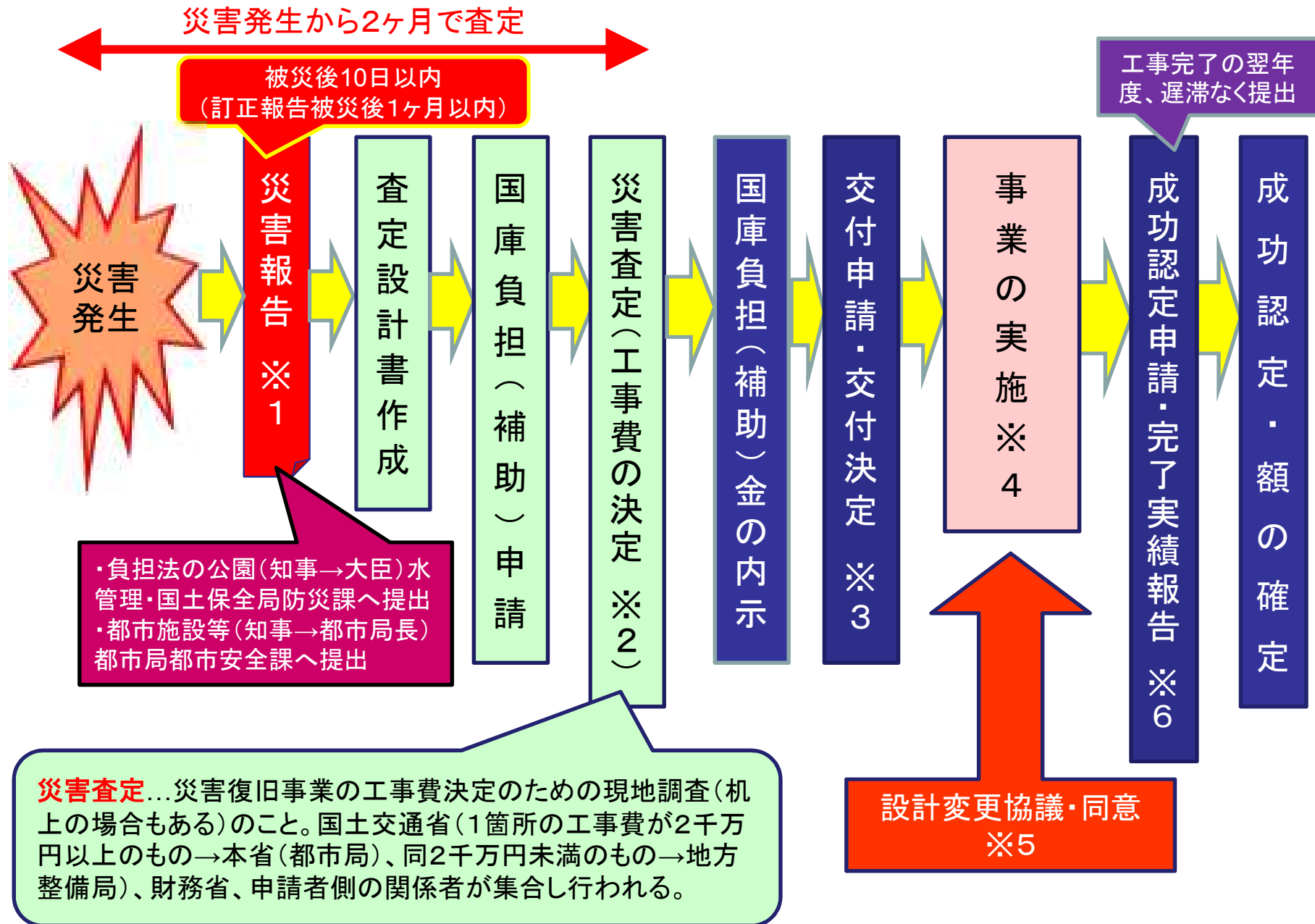


# 6. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)①



## 6. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)②

### 留意点(前頁の※)

#### ※1. 災害報告

法令で義務づけられており、必ず提出する必要がある(国の災害状況報告、予算措置等の資料となる)。

#### ※2. 災害査定の保留事案

1箇所の工事費決定見込額が負担法の公園で4億円以上、都市施設等で1億円以上の場合には採択保留となり、後日、国交本省と財務本省との間で協議の上、決定される。

#### ※3. 予算措置

★1月1日から12月31日までに発生した災害につき、原則として当該年度(当該年の4月1日の属する年度)に予算措置される(単年度措置が基本)。

★負担法の公園については、国庫負担率の算定が翌年3月であることから、それまでは基本率(0.667又は0.8)での交付決定となる。

## 6. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)③

### ※4. 事業の実施

- ★**災害復旧事業は施越承認なしに交付決定前に着手することができる。**  
災害査定実施前に工事着工する場合、被災写真などの整備に特に留意。  
また、着工済みであっても国庫負担の対象は査定により決定される。
- ★実施設計額が採択限度額に満たない場合、他の事業で施行することとなった場合など事業を廃止するときは、廃工の手続きをとることになる(負担法施行規則第10条)

### ※5. 設計変更協議、同意

災害査定の際に決定された設計を変更して工事を実施しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主務大臣の同意を得なければならない。設計変更協議漏れに注意。

※軽微な変更の範囲→決定工事費の3割、かつ、1千万円以内で一定のもの等(負担法事務取扱要綱第20参照)

### ※6. 成功認定・完了実績報告(精算事務)

災害復旧事業と他の予算(単独費、国庫補助事業)とを合併施行した場合は、原則として、当該合併施行に係る竣功額を、当該年度に施行したそれぞれの事業の工事費に比例して精算する。二以上の災害復旧事業を合併して施行した場合もこれに準ずる。(負担法事務取扱要綱第22四参照)